

## 第2【事業の状況】

この度は、平成23年3月のみずほ銀行のシステム障害により、お客さまをはじめ、広く社会の皆さまに対し多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心より深くお詫び申し上げます。今後の取組等につきましては、「第2 事業の状況

3 対処すべき課題」をご参照下さい。

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済は新興国に牽引される形で回復を続けておりますが、そのペースは地域によって違いがあり、商品市況の高騰や欧州の一部地域における財政問題等によって景気が下振れするリスクが残っております。

米国経済は、設備投資の底堅さや個人消費の持ち直しにより回復を続けておりますが、失業率の高止まり等により、景気回復が停滞するリスクがあります。欧州では、全体の成長率が低い水準に留まっている中、各国間の格差が拡大しており、加えて一部地域における財政問題を背景に、金融市場や実体経済への懸念が高まっております。また、アジアでは、中国における内需拡大が周辺諸国の輸出・生産増をもたらしていることから、やや減速しながらも引き続き高い成長率を維持しておりますが、一方でインフレ懸念も高まりつつあります。

日本経済につきましては、円高や緩やかなデフレ状態が続く中、対外経済環境の改善や景気刺激策の効果を背景に、企業収益の改善や個人消費の持ち直しが継続するなど、プラスの成長率を概ね維持してまいりましたが、東日本大震災の影響により、足元では生産活動への制約や個人消費の落ち込みが避けられない状態にあります。先行きにつきましても、輸出の持ち直しや資本ストックの復元需要といった押し上げ要因がある一方で、夏場の電力不足、海外経済の下振れ、個人消費低迷の長期化といった懸念もあり、景気が下押しされるリスクが残っております。

このような経営環境のもと、当連結会計年度の連結当期純利益は4,132億円となりました。

なお、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の詳細につきましては、「第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

#### (2)キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加等により6兆515億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により1兆6,674億円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、普通株式の発行等により1,550億円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比4兆5,036億円増加して、9兆1,824億円となりました。

## (3)国内・海外別収支

当連結会計年度において、資金運用収支・信託報酬・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は2兆332億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	979,510	253,506	81,298	1,151,719
	当連結会計年度	905,015	209,412	4,975	1,109,452
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,369,350	416,330	213,685	1,571,994
	当連結会計年度	1,220,327	357,653	120,294	1,457,687
うち資金調達費用	前連結会計年度	389,839	162,823	132,387	420,274
	当連結会計年度	315,312	148,240	115,318	348,234
信託報酬	前連結会計年度	49,100	0	-	49,100
	当連結会計年度	49,388	-	-	49,388
役務取引等収支	前連結会計年度	418,716	50,281	2,957	466,040
	当連結会計年度	407,332	60,323	863	466,791
うち役務取引等収益	前連結会計年度	503,295	72,171	18,154	557,312
	当連結会計年度	499,103	80,733	17,352	562,485
うち役務取引等費用	前連結会計年度	84,578	21,890	15,197	91,271
	当連結会計年度	91,770	20,410	16,488	95,693
特定取引収支	前連結会計年度	251,665	62,101	1,437	312,330
	当連結会計年度	229,402	14,581	-	243,983
うち特定取引収益	前連結会計年度	251,665	62,101	1,437	312,330
	当連結会計年度	229,554	20,890	6,462	243,983
うち特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	152	6,309	6,462	-
その他業務収支	前連結会計年度	75,776	58,183	155	17,436
	当連結会計年度	159,212	4,573	105	163,680
うちその他業務収益	前連結会計年度	143,948	35,339	265	179,021
	当連結会計年度	276,537	30,947	208	307,276
うちその他業務費用	前連結会計年度	68,171	93,523	110	161,584
	当連結会計年度	117,325	26,374	103	143,596

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

## (4)国内・海外別資金運用 / 調達の状況

当連結会計年度において、資金運用勘定の平均残高は124兆621億円、利息は1兆4,576億円、利回りは1.17%となりました。資金調達勘定の平均残高は127兆6,144億円、利息は3,482億円、利回りは0.27%となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	103,367,300	1,369,350	1.32
	当連結会計年度	105,863,872	1,220,327	1.15
うち貸出金	前連結会計年度	56,900,587	848,845	1.49
	当連結会計年度	54,275,512	744,059	1.37
うち有価証券	前連結会計年度	37,021,754	388,538	1.04
	当連結会計年度	41,976,752	324,521	0.77
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	82,260	406	0.49
	当連結会計年度	176,138	730	0.41
うち買現先勘定	前連結会計年度	63,976	116	0.18
	当連結会計年度	103,773	70	0.06
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	6,034,464	9,150	0.15
	当連結会計年度	6,398,710	9,484	0.14
うち預け金	前連結会計年度	324,944	2,326	0.71
	当連結会計年度	485,664	1,800	0.37
資金調達勘定	前連結会計年度	107,580,545	389,839	0.36
	当連結会計年度	109,926,159	315,312	0.28
うち預金	前連結会計年度	67,657,753	116,199	0.17
	当連結会計年度	67,824,821	72,546	0.10
うち譲渡性預金	前連結会計年度	8,824,698	20,447	0.23
	当連結会計年度	9,530,845	11,934	0.12
うち債券	前連結会計年度	1,938,427	11,959	0.61
	当連結会計年度	1,149,524	6,533	0.56
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	6,398,573	9,695	0.15
	当連結会計年度	5,528,227	7,221	0.13
うち売現先勘定	前連結会計年度	2,942,237	5,432	0.18
	当連結会計年度	2,032,908	4,980	0.24
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	5,363,290	11,696	0.21
	当連結会計年度	6,578,103	14,095	0.21
うちコマースナル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	10,000	3	0.03
うち借入金	前連結会計年度	11,265,425	137,401	1.21
	当連結会計年度	11,149,238	116,555	1.04

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

## 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	24,739,853	416,330	1.68
	当連結会計年度	23,021,276	357,653	1.55
うち貸出金	前連結会計年度	11,225,492	310,367	2.76
	当連結会計年度	9,656,967	247,354	2.56
うち有価証券	前連結会計年度	2,196,996	45,924	2.09
	当連結会計年度	2,170,659	44,371	2.04
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	123,599	3,269	2.64
	当連結会計年度	130,994	4,331	3.30
うち買現先勘定	前連結会計年度	8,355,540	36,827	0.44
	当連結会計年度	8,852,728	42,496	0.48
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	944,910	9,424	0.99
	当連結会計年度	850,282	10,269	1.20
資金調達勘定	前連結会計年度	23,695,030	162,823	0.68
	当連結会計年度	21,697,643	148,240	0.68
うち預金	前連結会計年度	7,211,824	49,136	0.68
	当連結会計年度	7,319,391	37,147	0.50
うち譲渡性預金	前連結会計年度	1,303,406	9,332	0.71
	当連結会計年度	1,511,727	12,332	0.81
うち債券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	339,515	2,191	0.64
	当連結会計年度	217,303	1,574	0.72
うち売現先勘定	前連結会計年度	10,382,844	30,997	0.29
	当連結会計年度	11,190,380	46,479	0.41
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	65,389	118	0.18
うち借入金	前連結会計年度	529,628	5,440	1.02
	当連結会計年度	165,114	2,632	1.59

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去額 ( )	合計	小計	相殺消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	128,107,154	4,593,995	123,513,159	1,785,680	213,685	1,571,994	1.27
	当連結会計年度	128,885,149	4,823,003	124,062,146	1,577,981	120,294	1,457,687	1.17
うち貸出金	前連結会計年度	68,126,079	2,572,725	65,553,353	1,159,213	111,495	1,047,718	1.59
	当連結会計年度	63,932,479	2,203,994	61,728,485	991,414	91,402	900,011	1.45
うち有価証券	前連結会計年度	39,218,751	976,854	38,241,896	434,462	83,926	350,536	0.91
	当連結会計年度	44,147,411	1,047,340	43,100,071	368,893	12,309	356,583	0.82
うちコール ローン及び買 入手形	前連結会計年度	205,860	-	205,860	3,675	-	3,675	1.78
	当連結会計年度	307,132	-	307,132	5,062	-	5,062	1.64
うち買現先勘 定	前連結会計年度	8,419,517	688,868	7,730,648	36,943	2,651	34,292	0.44
	当連結会計年度	8,956,501	1,128,462	7,828,038	42,567	3,591	38,975	0.49
うち債券貸借 取引支払保証 金	前連結会計年度	6,034,464	1,955	6,032,509	9,150	1	9,148	0.15
	当連結会計年度	6,398,710	5,450	6,393,260	9,484	4	9,479	0.14
うち預け金	前連結会計年度	1,269,855	335,132	934,722	11,750	1,536	10,214	1.09
	当連結会計年度	1,335,947	419,037	916,910	12,069	1,129	10,940	1.19
資金調達勘定	前連結会計年度	131,275,575	3,788,614	127,486,961	552,662	132,387	420,274	0.32
	当連結会計年度	131,623,802	4,009,343	127,614,459	463,553	115,318	348,234	0.27
うち預金	前連結会計年度	74,869,578	271,625	74,597,952	165,336	1,001	164,334	0.22
	当連結会計年度	75,144,212	365,621	74,778,591	109,693	849	108,844	0.14
うち譲渡性預 金	前連結会計年度	10,128,104	-	10,128,104	29,779	-	29,779	0.29
	当連結会計年度	11,042,572	-	11,042,572	24,267	-	24,267	0.21
うち債券	前連結会計年度	1,938,427	-	1,938,427	11,959	-	11,959	0.61
	当連結会計年度	1,149,524	-	1,149,524	6,533	-	6,533	0.56
うちコールマ ネー及び売渡 手形	前連結会計年度	6,738,089	63,372	6,674,716	11,886	850	11,035	0.16
	当連結会計年度	5,745,530	42,293	5,703,236	8,796	224	8,572	0.15
うち売現先勘 定	前連結会計年度	13,325,081	687,286	12,637,794	36,429	2,666	33,763	0.26
	当連結会計年度	13,223,289	1,126,331	12,096,957	51,460	3,659	47,800	0.39
うち債券貸借 取引受入担保 金	前連結会計年度	5,363,290	2,710	5,360,579	11,696	3	11,693	0.21
	当連結会計年度	6,578,103	3,896	6,574,206	14,095	5	14,089	0.21
うちコマー シャル・ペー パー	前連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	75,389	-	75,389	121	-	121	0.16
うち借入金	前連結会計年度	11,795,053	2,577,186	9,217,867	142,842	106,819	36,023	0.39
	当連結会計年度	11,314,353	2,206,123	9,108,229	119,188	88,571	30,616	0.33

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

## (5)国内・海外別役務取引の状況

当連結会計年度において、役務取引等収益は5,624億円、役務取引等費用は956億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	503,295	72,171	18,154	557,312
	当連結会計年度	499,103	80,733	17,352	562,485
うち預金・債券・貸出業務	前連結会計年度	85,059	29,117	312	113,864
	当連結会計年度	82,534	37,988	138	120,384
うち為替業務	前連結会計年度	101,252	4,241	100	105,394
	当連結会計年度	100,688	4,652	110	105,229
うち証券関連業務	前連結会計年度	106,342	21,024	13,526	113,840
	当連結会計年度	118,364	19,950	12,875	125,439
うち代理業務	前連結会計年度	29,368	819	258	29,929
	当連結会計年度	27,775	723	245	28,253
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	6,017	1	1	6,018
	当連結会計年度	5,914	0	-	5,915
うち保証業務	前連結会計年度	23,585	6,815	2,037	28,363
	当連結会計年度	21,111	5,758	1,732	25,138
うち信託関連業務	前連結会計年度	37,548	1,894	492	38,949
	当連結会計年度	36,488	2,041	636	37,892
役務取引等費用	前連結会計年度	84,578	21,890	15,197	91,271
	当連結会計年度	91,770	20,410	16,488	95,693
うち為替業務	前連結会計年度	36,383	267	57	36,594
	当連結会計年度	38,240	368	49	38,559

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。  
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

## (6)国内・海外別特定取引の状況

## 特定取引収益・費用の内訳

当連結会計年度は、特定取引収益は2,439億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	251,665	62,101	1,437	312,330
	当連結会計年度	229,554	20,890	6,462	243,983
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	163,010	7,826	1,437	169,399
	当連結会計年度	104,936	-	6,309	98,627
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	467	15,814	-	16,281
	当連結会計年度	-	4,962	152	4,809
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	83,501	38,461	-	121,963
	当連結会計年度	120,459	15,928	-	136,388
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	4,686	-	-	4,686
	当連結会計年度	4,158	-	-	4,158
特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	152	6,309	6,462	-
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	6,309	6,309	-
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	152	-	152	-
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計毎の純額を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳（未残）

当連結会計年度末において、特定取引資産は13兆5,001億円、特定取引負債は7兆6,528億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	10,784,444	3,729,215	526,868	13,986,791
	当連結会計年度	10,475,107	3,443,337	418,263	13,500,182
うち商品有価証券	前連結会計年度	6,722,417	1,060,287	8	7,782,697
	当連結会計年度	6,249,208	1,493,766	0	7,742,974
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	147,247	12	-	147,259
	当連結会計年度	156,665	80	-	156,745
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	-	600,436	-	600,436
	当連結会計年度	10,005	271,382	-	281,387
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	50	1,070	1	1,119
	当連結会計年度	39	107	4	143
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,417,418	2,027,010	526,859	3,917,569
	当連結会計年度	2,605,572	1,658,119	418,258	3,845,432
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	1,497,310	40,397	-	1,537,708
	当連結会計年度	1,453,616	19,881	-	1,473,497
特定取引負債	前連結会計年度	5,387,330	2,719,225	526,860	7,579,695
	当連結会計年度	6,173,654	1,897,420	418,263	7,652,811
うち売付商品債券	前連結会計年度	2,969,046	269,819	-	3,238,866
	当連結会計年度	3,575,905	437,390	-	4,013,296
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	164,082	771	-	164,853
	当連結会計年度	138,911	2,971	-	141,883
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	-	874,321	-	874,321
	当連結会計年度	-	236,495	-	236,495
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	44	14	1	57
	当連結会計年度	29	305	4	330
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,254,157	1,574,298	526,859	3,301,597
	当連結会計年度	2,458,806	1,220,257	418,258	3,260,805
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。  
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

## (7)国内・海外別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	69,562,705	7,094,210	317,136	76,339,779
	当連結会計年度	71,918,893	7,716,861	401,832	79,233,922
うち流動性預金	前連結会計年度	39,140,257	1,053,179	45	40,193,391
	当連結会計年度	42,351,082	1,184,192	58	43,535,216
うち定期性預金	前連結会計年度	27,751,146	6,033,150	302,706	33,481,590
	当連結会計年度	26,358,787	6,500,624	379,571	32,479,840
うちその他	前連結会計年度	2,671,301	7,880	14,384	2,664,797
	当連結会計年度	3,209,024	32,043	22,203	3,218,865
譲渡性預金	前連結会計年度	8,563,870	1,723,938	-	10,287,808
	当連結会計年度	7,853,270	1,796,966	-	9,650,236
総合計	前連結会計年度	78,126,575	8,818,149	317,136	86,627,588
	当連結会計年度	79,772,163	9,513,827	401,832	88,884,158

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。  
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。  
 4. 預金の区分は次のとおりであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

## (8)国内・海外別債券残高の状況

## 債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付債券	前連結会計年度	1,517,797	-	-	1,517,797
	当連結会計年度	740,932	-	-	740,932

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。  
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
 3. 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。  
 4. 「利付債券」には、利付みずほ銀行債券及び利付みずほコーポレート銀行債券を含んでおります。

(9)国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成22年3月31日		平成23年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	54,627,328	100.00	54,872,849	100.00
製造業	7,664,733	14.03	7,227,326	13.17
農業，林業	24,017	0.04	23,537	0.04
漁業	1,089	0.00	754	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	151,556	0.28	154,008	0.28
建設業	1,034,632	1.89	928,106	1.69
電気・ガス・熱供給・水道業	888,938	1.63	1,417,000	2.58
情報通信業	655,270	1.20	765,216	1.39
運輸業，郵便業	2,926,208	5.36	2,900,140	5.29
卸売業，小売業	4,897,623	8.97	4,843,259	8.83
金融業，保険業	6,081,474	11.13	5,618,489	10.24
不動産業	6,676,827	12.22	6,286,337	11.46
物品賃貸業	1,722,722	3.15	1,588,992	2.90
各種サービス業	3,415,426	6.25	2,691,282	4.90
地方公共団体	1,003,000	1.84	1,218,915	2.22
政府等	4,447,015	8.14	5,927,206	10.80
その他	13,036,792	23.87	13,282,276	24.21
海外及び特別国際金融取引勘定分	7,537,250	100.00	7,904,907	100.00
政府等	245,913	3.26	356,265	4.51
金融機関	1,359,886	18.04	2,054,325	25.99
その他	5,931,451	78.70	5,494,316	69.50
合計	62,164,579	-	62,777,757	-

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。  
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成22年 3月31日	ウクライナ	1,551
	パキスタン	26
	その他（2か国）	11
	合計	1,588
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)
平成23年 3月31日	アルゼンチン	10
	ジャマイカ	5
	エクアドル	0
	合計	16
	（資産の総額に対する割合：％）	(0.00)

（注） 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(10)国内・海外別有価証券の状況

有価証券残高（末残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	28,949,714	-	28,949,714
	当連結会計年度	30,490,199	-	30,490,199
地方債	前連結会計年度	156,847	-	156,847
	当連結会計年度	230,169	-	230,169
社債	前連結会計年度	3,258,558	-	3,258,558
	当連結会計年度	3,954,636	-	3,954,636
株式	前連結会計年度	3,394,467	31,498	3,425,965
	当連結会計年度	3,087,905	28,393	3,116,298
その他の証券	前連結会計年度	5,241,086	2,064,288	7,305,375
	当連結会計年度	5,160,884	1,829,878	6,990,763
合計	前連結会計年度	41,000,674	2,095,786	43,096,460
	当連結会計年度	42,923,795	1,858,272	44,782,067

- （注） 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。  
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。  
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考1)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	1,805,565	2,181,375
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	552,135	937,680
	利益剰余金	854,672	1,132,338
	自己株式( )	5,184	3,196
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額( )	134,966	140,097
	その他有価証券の評価差損( )	-	7,018
	為替換算調整勘定	92,623	103,921
	新株予約権	2,301	2,754
	連結子法人等の少数株主持分	2,289,085	2,269,606
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,937,858	1,919,832
	営業権相当額( )	-	-
	のれん相当額( )	-	1,972
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額( )	41,965	38,908
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額( )	6,539	5,473
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額( )	48,984	52,953
	繰延税金資産の控除前の基本的項目計 (上記各項目の合計額)	5,173,496	6,170,210
	繰延税金資産の控除金額( )(注2)	-	-
計 (A)	5,173,496	6,170,210	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3)	524,000	524,000	

項目		平成22年3月31日	平成23年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	122,608	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	106,787	106,255
	一般貸倒引当金	5,423	4,909
	適格引当金が期待損失額を上回る額	-	-
	負債性資本調達手段等	2,490,592	1,992,243
	うち永久劣後債務(注4)	586,369	343,600
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注5)	1,904,223	1,648,643
	計	2,725,412	2,103,408
	うち自己資本への算入額 (B)	2,725,412	2,103,408
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注6) (D)	240,846	362,648
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	7,658,062	7,910,970
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	42,796,265	38,958,024
	オフ・バランス取引等項目	9,112,478	8,039,097
	信用リスク・アセットの額 (F)	51,908,743	46,997,122
	マーケット・リスク相当額に係る額 ( (H) / 8% ) (G)	1,297,951	1,389,241
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	103,836	111,139
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ( (J) / 8% ) (I)	3,656,557	3,307,472
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	292,524	264,597
	信用リスク・アセット調整額 (K)	-	-
	オペレーショナル・リスク相当額調整額 (L)	-	-
	計( (F) + (G) + (I) + (K) + (L) ) (M)	56,863,252	51,693,835
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (M) × 100(%)		13.46	15.30
(参考) Tier 1 比率 = (A) / (M) × 100(%)		9.09	11.93

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。
2. 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成22年3月31日現在520,804百万円、平成23年3月31日現在471,169百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成22年3月31日現在1,034,699百万円、平成23年3月31日現在1,234,042百万円であります。
3. 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
4. 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
5. 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

( ) 優先出資証券の概要

当社は、当社の海外特別目的会社が発行している下記の各優先出資証券を当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。なお、Mizuho Capital Investment (EUR) 1 Limitedの発行した優先出資証券につきましては、平成23年6月30日付で全額償還する予定となっております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) 1 Limited (以下、「MPC 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC 1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (USD) 1 Limited (以下、「MCI(USD) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(USD) 1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (EUR) 1 Limited (以下、「MCI(EUR) 1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(EUR) 1優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成23年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	変動配当(ステップ・アップ配当なし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初5年間は固定配当(ただし、平成23年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月30日及び12月30日	平成23年6月までは毎年6月30日 平成23年12月以降は毎年6月30日及び12月30日
発行総額	1,710億円	6億米ドル	5億ユーロ
払込日	平成14年2月14日	平成18年3月13日	平成18年3月13日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当社がMPC 1に対して損失補填事由証明書(注1)を交付した場合 当社優先株式(注2)への配当が停止された場合 当社がMPC 1に対して可処分分配可能額(注3)が存在しない旨を記載した分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注5)でなく、かつ、当社がMPC 1に対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注11)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(USD) 1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(USD) 1に対して配当停止通知を送付した場合	(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注12)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合 (任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(EUR) 1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(EUR) 1に対して配当停止通知を送付した場合

強制配当事由	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注6)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注1)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び分配可能額制限証明書(注4)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(USD)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度に対する当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(EUR)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。
分配可能額制限	当社がMPC1に対して分配可能額制限証明書(注4)を交付した場合、配当は可処分分配可能額(注3)に制限される。	本MCI(USD)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注11)の範囲で支払われる。	本MCI(EUR)1優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注12)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注6)への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(USD)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(EUR)1優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注2)と同格	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

優先出資証券の概要(つづき)

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 1 Limited (以下、「MCI(JPY)1」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(JPY)1優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JPY) 2 Limited (以下、「MCI(JPY)2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(JPY)2優先出資証券」という。)	Mizuho Capital Investment (JPY) 3 Limited (以下、「MCI(JPY)3」といい、以下に記載される優先出資証券Series A及びSeries Bを総称して「本MCI(JPY)3優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成28年6月の配当支払日を初回とし、以降5年毎の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成30年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成31年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)

配当	当初10年間は固定配当（ただし、平成28年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初10年間は固定配当（ただし、平成30年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初10年間は固定配当（ただし、平成31年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）
配当支払日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	4,000億円	2,745億円	Series A 2,495億円 Series B 535億円
払込日	平成19年1月12日	平成20年1月11日	平成20年7月11日
配当停止条件	（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注14）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)1に対して配当停止通知を送付した場合	（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注15）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)2に対して配当停止通知を送付した場合	（強制配当停止・減額事由） 当社に清算事由（注7）、更生事由（注8）、支払不能事由（注9）または公的介入（注10）が生じた場合 当社の可処分分配可能額（注16）が不足し、または当社優先株式（注13）への配当が停止もしくは減額された場合 （任意配当停止・減額事由） 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)3に対して配当停止通知を送付した場合
強制配当事由	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)1優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)2優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。	ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)3優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。 ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。

分配可能額制限	本MCI(JPY) 1 優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注14）の範囲で支払われる。	本MCI(JPY) 2 優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注15）の範囲で支払われる。	本MCI(JPY) 3 優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額（注16）の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI(JPY) 1 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI(JPY) 2 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式（注13）への配当が減額された場合には本MCI(JPY) 3 優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式（注13）と同格	当社優先株式（注13）と同格	当社優先株式（注13）と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limited（以下、「MCI(JPY) 4」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(JPY) 4 優先出資証券」という。）	Mizuho Capital Investment (USD) 2 Limited（以下、「MCI(USD) 2」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MCI(USD) 2 優先出資証券」という。）	Mizuho Capital Investment (JPY) 5 Limited（以下、「MCI(JPY) 5」といい、以下に記載される優先出資証券Series A、優先出資証券Series B及び優先出資証券Series Cを総称して「本MCI(JPY) 5 優先出資証券」という。）
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	平成26年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）	Series A 平成26年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series B 平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） Series C 平成27年6月の配当支払日を初回とし、以降各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要）
配当	当初7年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	当初5年間は固定配当（ただし、平成26年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）	Series A 当初5年間は固定配当（ただし、平成26年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series B 当初6年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） Series C 当初6年間は固定配当（ただし、平成27年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用される。なお、ステップ・アップ配当は付されない。停止された未払配当は翌期以降に累積されない。）

配当支払日	平成21年3月31日並びに毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日	毎年6月30日及び12月30日
発行総額	3,550億円	850百万米ドル	Series A 1,395億円 Series B 725億円 Series C 250億円
払込日	平成20年12月29日	平成21年2月27日	Series A 平成21年6月30日 Series B 平成21年8月31日 Series C 平成21年9月29日
配当停止条件	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注17)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)4に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)4に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注18)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(USD)2に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(USD)2に対して配当停止通知を送付した場合</p>	<p>(強制配当停止・減額事由) 当社に清算事由(注7)、更生事由(注8)、支払不能事由(注9)または公的介入(注10)が生じた場合 当社の可処分分配可能額(注19)が不足し、または当社優先株式(注13)への配当が停止もしくは減額された場合</p> <p>(任意配当停止・減額事由) 当社の自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなり、かつ、当社がMCI(JPY)5に対して配当停止通知を送付した場合 当社が当社普通株式につき配当を支払わず、かつ、当社がMCI(JPY)5に対して配当停止通知を送付した場合</p>
強制配当事由	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)4優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。</p> <p>ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(USD)2優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。</p> <p>ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。</p>	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として当社普通株式の配当を実施した場合、当該事業年度の翌事業年度中の配当支払日においては、本MCI(JPY)5優先出資証券に満額の配当を実施しなければならない。</p> <p>ただし、強制配当停止・減額事由が発生しておらず、かつ任意配当停止・減額事由の発生に伴う配当停止通知の送付もなされていないという条件に服する。</p>
分配可能額制限	本MCI(JPY)4優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注17)の範囲で支払われる。	本MCI(USD)2優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注18)の範囲で支払われる。	本MCI(JPY)5優先出資証券の配当は、当社の可処分分配可能額(注19)の範囲で支払われる。
配当制限	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)4優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(USD)2優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。	当社優先株式(注13)への配当が減額された場合には本MCI(JPY)5優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格	当社優先株式(注13)と同格

(注) 1. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当社が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当社の裁量による）であり、損失補填事由とは、当社につき、以下の事由が発生する場合をいう。当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の終了を内容とする更生計画の認可がなされた場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 可処分分配可能額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から、ある事業年度において当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は、可処分分配可能額の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、当社以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当社の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券（注6）がMPC1との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分分配可能額は以下のように調整される。

調整後の可処分分配可能額 = 可処分分配可能額 × (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券(注6)の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4. 分配可能額制限証明書

可処分分配可能額が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当社から定時株主総会以前に発行体へ交付される証明書で、当該事業年度における可処分分配可能額を記載するものをいう。

5. 強制配当日

当社普通株式について配当がなされた事業年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6. パリティ優先出資証券

MPC1が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC1優先出資証券と同じである優先出資証券及び本MPC1優先出資証券の総称。（たとえば、MPC1では、パリティ優先出資証券とは本MPC1優先出資証券及び今後新たに発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

7. 清算事由

当社によりもしくは当社に対して清算手続が開始された場合、または当社が破産した場合、もしくは当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画が認可された場合。

8. 更生事由

当社につき、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合。

9. 支払不能事由

当社につき、債務不履行もしくはその恐れのある場合、または債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

10. 公的介入

監督当局が、当社が支払不能もしくは債務超過の状態にあること、または当社を管理の対象とすることを宣言した場合もしくは第三者に譲渡する命令を発した場合。

11. 本MCI(USD)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(USD)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

#### 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(USD)1優先出資証券および6月の本MCI(USD)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(USD)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(USD)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

#### 12. 本MCI(EUR)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

##### （平成23年6月の配当支払日まで）

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)に対する本年度の満額配当金額で按分した金額

##### （平成23年12月の配当支払日以降）

#### 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

#### 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(EUR)1優先出資証券および6月の本MCI(EUR)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(EUR)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(EUR)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

#### 13. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当社の優先株式の中で配当及び残余財産に関し最上位の請求権を有する優先株式。

#### 14. 本MCI(JPY)1優先出資証券に関する可処分分配可能額

##### 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)1優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

##### 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)1優先出資証券および6月の本MCI(JPY)1優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)1優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)1優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

#### 15. 本MCI(JPY)2優先出資証券に関する可処分分配可能額

##### 6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(JPY)2優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY)2優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

##### 12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY)2優先出資証券および6月の本MCI(JPY)2優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY)2優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY)2優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

16. 本MCI(JPY) 3 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(JPY) 3 優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY) 3 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY) 3 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額（平成20年12月の配当可能金額を除く）

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(JPY) 3 優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY) 3 優先出資証券および6月の本MCI(JPY) 3 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY) 3 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY) 3 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成20年12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、その時点での事業年度の開始後平成20年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY) 3 優先出資証券への平成20年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年6月30日の翌日から平成20年12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

17. 本MCI(JPY) 4 優先出資証券に関する可処分分配可能額

平成21年3月の配当可能金額

平成20年3月31日に終了した事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、平成21年3月31日に終了する事業年度の開始後平成20年12月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY) 4 優先出資証券への平成21年3月の配当支払日における満額配当金額と、平成20年12月30日の翌日から平成21年3月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY) 4 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(JPY) 4 優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY) 4 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(JPY) 4 優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY) 4 優先出資証券および6月の本MCI(JPY) 4 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY) 4 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY) 4 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

18. 本MCI(USD) 2 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(USD) 2 優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(USD) 2 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(USD) 2 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券（同等証券）についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(USD) 2 優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(USD) 2 優先出資証券および6月の本MCI(USD) 2 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(USD) 2 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(USD) 2 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

19. 本MCI(JPY) 5 優先出資証券に関する可処分分配可能額

6月の配当可能金額

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額を、本MCI(JPY) 5 優先出資証券への満額配当金額と、本MCI(JPY) 5 優先出資証券の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、もしくは支払う旨宣言がなされた本MCI(JPY) 5 優先出資証券と同等の劣後性を有する優先証券(同等証券)についての満額配当金額で按分した金額

12月の配当可能金額（平成21年12月の配当可能金額を除く）

直近の事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、6月の本MCI(JPY) 5 優先出資証券の配当支払日に支払われた本MCI(JPY) 5 優先出資証券および6月の本MCI(JPY) 5 優先出資証券の配当支払日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY) 5 優先出資証券への12月の配当支払日における満額配当金額と、6月の本MCI(JPY) 5 優先出資証券への配当支払日の翌日から12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

平成21年12月の配当可能金額

平成21年3月31日に終了した事業年度の計算書類を基に算出した分配可能額から当社優先株式（注13）への配当（中間配当を除く）を控除した金額から、平成22年3月31日に終了する事業年度の開始後平成21年6月30日までに支払われまたは支払う旨宣言がなされた同等証券への配当金額を控除した金額を、本MCI(JPY) 5 優先出資証券への平成21年12月の配当支払日における満額配当金額と、平成21年6月30日の翌日から平成21年12月の配当支払日までに配当の全部または一部が支払われ、または支払う旨宣言がなされた同等証券についての満額配当金額で按分した金額

(参考2)

当社グループのデリバティブ取引にかかる信用リスク相当額は以下のとおりであります。

種 類	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
金利スワップ	9,013,697	8,176,389
通貨スワップ	1,401,269	1,424,384
先物外国為替取引	956,115	987,887
金利オプション(買)	312,098	254,075
通貨オプション(買)	1,961,177	1,783,036
その他の金融派生商品	1,416,083	1,155,669
一括清算ネットティング契約による 信用リスク相当額削減効果	10,118,049	8,913,727
合 計	4,942,391	4,867,715

(注) 1. 上記は、連結自己資本比率(第一基準)に基づく信用リスク相当額であります。

2. 信用リスク相当額は、カレント・エクスポージャー方式及び標準方式により算出しております。標準方式により算出した信用リスク相当額は、「その他の金融派生商品」に含めて記載しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

当社ならびにみずほ銀行では、平成23年3月のみずほ銀行のシステム障害につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けました。東日本大震災発生後、日本全体が困難な状況にある中、お客さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社グループといたしましては、再びこうした事態を起こすことのないよう、平成23年5月23日に公表いたしました「今回のシステム障害の発生原因および改善・対応策について（骨子）」に基づく改善・対応策を着実に実行するとともに、皆さまにご信頼いただけるよう、「お客さま第一主義」の原点に立ち返り、全役職員が一丸となって取り組んでまいります。

当社グループでは、中期基本方針として「変革」プログラムを平成22年5月に発表して以降、「お客さま第一主義」を実践しつつ、新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、収益力、財務力及び現場力の抜本的見直しを行い、その強化策を実行してまいりました。

しかしながら、この度のシステム障害を踏まえ、「変革」プログラムで目指す姿として掲げている「最も信頼される金融機関」となるためには、一段の自主的・自律的改革が必要であることを強く認識し、「変革」プログラムの加速策に取り組むことといたしました。「経営体制」「人事」「業務」の大胆な集約と一元化を図ることで、グループの一体運営を一段と強化し、合併等の統合を視野に入れた「ワンバンク」に実質的に移行してまいります。こうした取り組みを通じて、「お客さま第一主義」を徹底してまいります。

資本政策においては、自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められる中、金融機関の自己資本充実の重要性は一層高まってきております。当社グループは、今後とも、「変革」プログラムの着実な推進を通じて、収益力の強化による内部留保の積上げや、資産の効率的な運用等により、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。

グループ各社は、それぞれの強みを活かすと同時に相互の連携も強化しながらお客さまに最高の金融サービスを提供し、収益力の増強に取り組んでまいります。

当社グループは、グループ一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することを目的として、平成23年4月に、みずほ信託銀行を当社の、みずほ証券のみずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券のみずほ銀行の完全子会社とする株式交換契約をそれぞれ締結いたしました。この完全子会社化により、意思決定の迅速性及び戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化等により柔軟に対応できるグループ経営体制の構築、総合金融サービス力の一層の発揮と、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制の強化、業務集約の推進やコスト構造改革等の徹底によるグループ経営効率の更なる向上、を目指してまいります。

証券分野におきましては、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供すべく、完全子会社化後のみずほ証券及びみずほインベスターズ証券の合併その他の方法による統合を検討してまいります。

金融円滑化につきましては、金融機関の持つ社会的責任、公共的使命の重みを常に認識し、「中小企業金融円滑化法」の延長及び「コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割」に関する平成23年4月公表の監督指針の趣旨も踏まえ、グループ統一的に取り組んでまいります。

また、東日本大震災が国民経済・国民生活に与える影響度・範囲に鑑み、金融機関としての社会的責任・公共的使命を踏まえ、お客さまの早期回復や産業・地域の復興支援にグループの総力を挙げて取り組んでまいります。

### [ ビジネス戦略 ]

( グローバルコーポレートグループ )

みずほコーポレート銀行は、引き続き「コーポレートファイナンスのトップランナー」に向け、戦略分野を中心とした収益力の徹底的な強化に加え、予兆管理等の機動的対応と、構造変化への戦略的対応による、競合他社との差別化・競争優位の確立を図ってまいります。具体的には、アジアをはじめとする重点強化分野に経営資源分配を行い、収益力を更に強化していくことに加え、国内のお客さまへのソリューション提供力向上に向けた体制の強化やグループ各社との更なる連携強化についても一層推進してまいります。また、みずほ証券との連携施策及び経営管理の強化を通じ、グローバルな証券戦略の構築・運営体制強化を一層推進してまいります。さらに、ポートフォリオ運営の高度化をはじめとする経営管理態勢の強化を実施してまいります。

併せて、東日本大震災の影響を受けましたお取引先の早期回復と産業・地域の復興に向け、産業金融の担い手としての存在意義に鑑み、総力を挙げて積極的かつ主体的に関与してまいります。また、復興資金需要への対応はもとより、復興を契機とした産業・地域の構造転換や経済活性化にも貢献してまいります。

みずほ証券は、「顧客ビジネス中心の収益モデルの推進」と「環境変化への対応力に富んだ経営体制の実現」を事業戦略の二つの柱として掲げており、銀行・証券連携効果の極大化を通じ、顧客サービス・プロダクツ力の向上を図ってまいります。

これらの取組を通じ、銀行・証券の高度なソリューションの提供のみならず、当社グループの金融機能を総動員し

た、お客さまのニーズに最適な金融サービスの提供に努めてまいります。

(グローバルリテールグループ)

みずほ銀行は、商業銀行の原点に立ち返り、「お客さま第一」の精神に則って、「個人」と「中堅・中小企業、並びにその経営者」のお客さまとの中長期的な信頼関係を構築してまいります。

個人マーケットにおきましては、お客さまのニーズやマーケット特性を踏まえた取組みを高度化するとともに、グループ会社との連携強化を図ってまいります。

法人マーケットにおきましては、きめ細やかな与信管理を行いつつ、お客さまへの円滑な資金供給、最適なソリューションの提供に積極的に取り組んでまいります。さらに、お客さまとの接点を拡大し、グループ各社との連携を一層強化することでグループ総合力を最大限に活用し、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えしてまいります。

また、東日本大震災の復興支援にあたりましては、お客さまの事業・生活復旧を金融面から最大限支援するとともに、被災地に多くの拠点を有する金融機関として、地域復興に主体的に関与するなど、総力を挙げて取り組んでまいります。

お客さまが安心してお取引いただけるよう、コンプライアンス・お客さま保護の徹底やセキュリティの強化につきましても、引き続き努めてまいります。

(グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ)

みずほ信託銀行は、グループ全体のお客さまへ高品質な信託商品・信託サービスを提供し、収益増強と顧客基盤の飛躍的拡充を図ってまいります。また、選択と集中により信託の強みを発揮できる独自領域に経営資源を集中するとともに、信託総合営業の徹底やグループ連携の一層の推進を図ってまいります。また、内部管理の強化に引き続き注力し、グループの一体化を推進するにあたってのコンプライアンスやお客さま保護を強化してまいります。

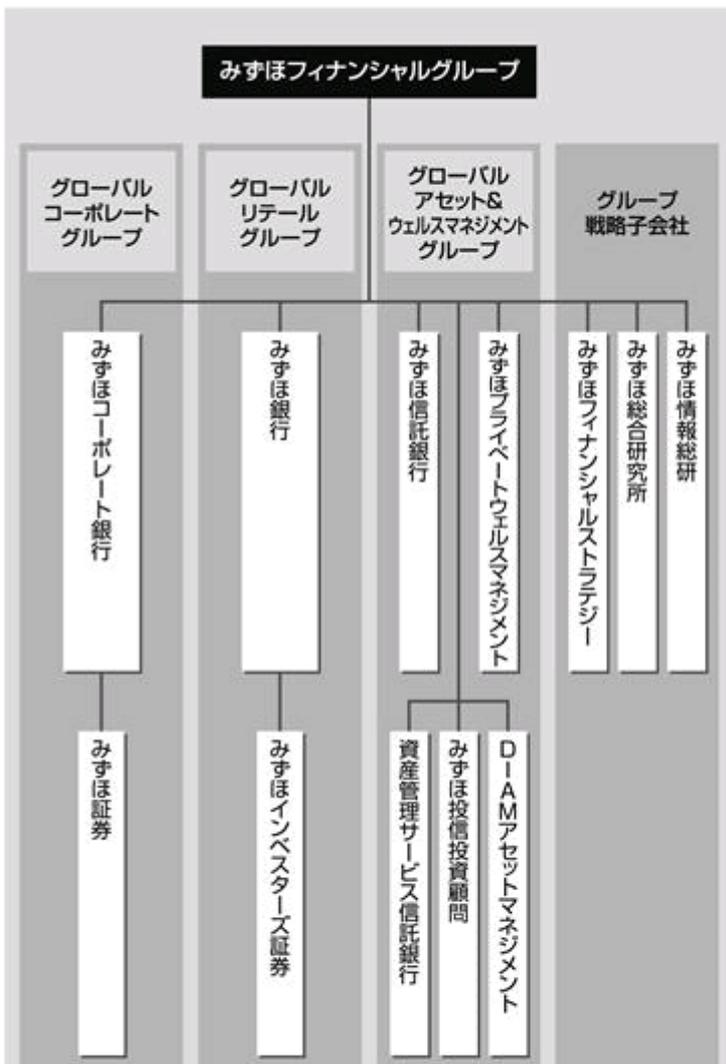
また、東日本大震災により影響を受けた社会やお客さまの復旧・復興等に、信託銀行として、復興資金需要への対応はもとより、不動産などの信託機能活用等の観点からお役に立てるよう、総力を挙げて取り組んでまいります。

みずほプライベートウェルスマネジメントは、グループ各社が有する商品、機能を横断的に活用して、オーナーコンサルティング機能の一層の強化を進めてまいります。

また、みずほ投信投資顧問とD I A Mアセットマネジメントは、当社グループの資産運用ビジネスの中核を担う会社として、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

当社グループは、磐石な法令遵守態勢及び高度なリスク管理態勢の構築に引き続き努めるとともに、ブランドスローガン『Channel to Discovery』に込めた、「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」を目指し、ビジネス戦略を着実に遂行してまいります。また、金融教育の支援や環境への取組等にあたっては、東日本大震災の復興支援の観点も踏まえ、CSR活動を推進することで、社会的責任と公共的使命を果たしつつ、企業価値の更なる向上に邁進してまいります。

みずほフィナンシャルグループの経営体制



(平成23年3月末現在)

平成23年4月に、必要となる株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許可の取得等を前提として、みずほ信託銀行を当社の、みずほ証券のみずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券のみずほ銀行の完全子会社とする株式交換契約をそれぞれ締結(株式交換の効力発生予定日:平成23年9月1日)

**グローバルコーポレートグループ:**  
 大企業やグローバル企業のお客さまのニーズにお応えするため、グローバルにコーポレートバンキング業務と証券業務の連携を図り、総合金融力を活かした専門性の高い最先端の商品・サービスを提供いたします。

**グローバルリテールグループ:**  
 個人・中堅中小企業のお客さまのニーズにお応えするため、グループ各社との連携を強化し、最高の金融サービスを提供いたします。

**グローバルアセット&ウェルスマネジメントグループ:**  
 信託・資産運用分野やプライベートバンキング分野において、お客さまの多様かつ高度化するニーズにお応えするため、グローバルレベルの商品・サービスを提供いたします。

- グループ戦略子会社**
- ・みずほフィナンシャルストラテジー: 金融機関に対する経営管理・企業再生等に関するアドバイザー
  - ・みずほ総合研究所: グループのシンクタンク
  - ・みずほ情報総研: IT戦略会社

## 4【事業等のリスク】

当社グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 1. 財務面に関するリスク

#### (1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加等による追加的損失の発生

当社グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。また、与信先の業種については分散に努めておりますが、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業向けの与信の割合が相対的に高い状況にあります。

当社グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しているほか、クレジットデリバティブの活用によるヘッジ及び信用リスクの減殺を行っております。また、与信先から差入れを受けている担保や保証の価値についても定期的に検証しております。

しかしながら、国内外の景気動向、特定の業界における経営環境変化等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化、担保・保証の価値下落等が生じる可能性があります。例えば、平成21年3月期におきましては、経済環境の悪化や世界的な金融市場混乱に伴う影響による国内外の企業業績の悪化に加え、将来の不透明な経済環境を踏まえた保守的な引当を行ったこともあり、与信関係費用が増加しました。このような事態を含め、与信関係費用が増加する等追加的損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

株価下落による追加的損失の発生

当社グループは、国内上場企業の普通株式を中心に、市場性のある株式を大量に保有しております。当社グループでは、必要に応じて部分的にヘッジを行っているほか、近年、保有株式の売却を計画的に進めており、今後も継続的な売却を計画しております。しかしながら、これらの保有株式の株価が下落した場合には評価損や売却損が発生する可能性があります。例えば、平成21年3月期におきましては、国内外の株式相場下落に伴う減損処理の実施等により、株式関係損益が悪化しました。

また、当社グループの自己資本比率の計算においては、自己資本の算出にあたり、保有株式の含み損益を勘案していることから、株価が下落した場合には、自己資本比率が低下する可能性があります。

その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金利の変動による追加的損失の発生

当社グループは、投資等を目的として国債をはじめとする市場性のある債券等を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により、評価損や売却損が発生する可能性があります。また、当社グループの金融資産と負債の間では満期等に違いがあるため、金利変動により損失が発生する可能性があります。当社グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や市場動向により大幅に金利が変動した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当社グループは、資産及び負債の一部を米ドル等の外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当社グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

保有資産の市場流動性低下による追加的損失の発生

当社グループは、市場で取引される様々な資産を保有しておりますが、金融市場の混乱等により保有資産の市場流動性が著しく低下し、その結果、保有資産の価値が下落する可能性があります。例えば、平成20年3月期及び平成21年3月期におきましては、世界的な金融市場の混乱により、証券化商品等の市場流動性が著しく低下し、当社グループにおきましても、保有証券化商品の価格下落等により損失が発生しました。このような事案を含め、保有資産の市場流動性が著しく低下した場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当社グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、株式相場並びに金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件に変更があった場合には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 繰延税金資産に係る財務上の影響

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ヘッジ目的等の金融取引に係る財務上の影響

ヘッジ目的等で利用するクレジットデリバティブや株式関連デリバティブ等の金融取引については、ヘッジ対象資産と会計上の取扱いや評価方法が異なる場合があります。そのため、市場の変動等により、ある特定の期間において、ヘッジ対象資産の評価が上昇しても、当該金融取引から損失のみが発生する場合があります。当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 自己資本比率に係るリスク

#### 各種リスクの顕在化や自己資本比率規制の変更による自己資本比率への悪影響

当社グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに本項に示した各種リスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した各種リスクの顕在化や自己資本比率算出における計測手法の変更等により自己資本比率が低下する可能性があります。なお、自己資本比率規制において、基本的項目に算入可能な繰延税金資産の純額の割合の上限は20%とされており、かかる規制等により、当社や銀行子会社の自己資本の額が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制はパーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、当該枠組みの内容が変更された場合、もしくは金融庁による日本の銀行への規制内容が変更された場合に、その結果として自己資本比率が要求される水準を充足できなくなる可能性があります。例えば、平成22年12月にパーゼル銀行監督委員会は、金融庁が新たに定める自己資本比率規制等の基となるパーゼル テキスト（銀行の自己資本と流動性に係る国際的な基準の詳細を示すもの）を公表しております。

仮に当社や銀行子会社の自己資本比率が一定基準を下回った場合には、自己資本比率の水準に応じて、金融庁から、資本の増強を含む改善計画の提出、さらには総資産の圧縮又は増加の抑制、一部の業務の縮小等の是正措置を求められる可能性があります。加えて、当社グループの一部銀行子会社は、米国その他の事業を行う諸外国において、自己資本比率規制を受けており、当該規制に抵触した場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 格付に係るリスク

#### 格付引き下げによる悪影響

当社や銀行子会社等、当社グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。格付の水準は、当社グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいています。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けているため、常に格付機関による見直し・停止・取下げが行われる可能性があります。

仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や資金調達の困難化、市場関連取引における追加担保の提供、既存取引の解約等が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 資金調達に係るリスク

#### 資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当社グループの資金調達は、主に預金及び債券発行に依存しておりますが、市場からの調達も行っております。当社グループでは、資金調達の安定性の観点から、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。

しかしながら、当社グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは国内外の景気悪化、金融システム不安や金融市場の混乱等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 業務面等に関するリスク

### (1) 業務面に関するリスク

#### 当社グループの戦略、施策が奏効しないリスク

当社グループは、様々な戦略や施策を実行しております。平成22年5月、当社は、平成22年度から平成24年度までの3年間を対象期間とする当社グループの新たな中期基本方針を発表しました。またこの中で、平成24年度末の数値目標についても併せて発表しております。しかしながら、こうした戦略や施策が実行できない、あるいは、たとえ戦略や施策が実行できた場合でも当初想定した成果の実現に至らない可能性や、本項に示した各種リスクの顕現化又は中期基本方針の前提となる経済環境の変化等により中期基本方針で発表した数値目標を達成できない可能性があります。

#### 業務範囲の拡大等に伴う新たなリスクの発生による悪影響

当社グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・証券業・信託業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じた新たな業務分野への進出や各種業務提携、資本提携を実施しております。当社グループは、こうした新たな業務等に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 法令違反等の発生による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用、さらには金融当局の監督を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用とともに金融当局の監督を受けております。

当社グループは、法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に法令違反等が発生した場合には、行政処分やレピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 事務リスクの顕在化による悪影響

当社グループは、幅広い金融業務において大量の事務処理を行っております。これらの多様な業務の遂行に際して、役職員による過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

当社グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### システムリスクの顕在化による悪影響

当社グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当社グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムについては、原則としてバックアップを確保する等、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しております。

しかしながら、過失、事故、ハッキング、コンピュータウィルスの発生、システムの新規開発・更新等により重大なシステム障害が発生し、こうした対策が有効に機能しない可能性があります。例えば、平成23年3月、株式会社みずほ銀行のシステム障害により、振込取引を中心とした決済取引やATM・インターネットバンキング取引の不能が発生し、同年5月、当社及び株式会社みずほ銀行は金融庁より業務改善命令を受けました。このような事案を含め、システムリスクの顕在化が発生した場合には、業務の停止及びそれに伴う損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当社グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な内部情報を有しております。特に、個人情報については、情報の漏洩や不正なアクセスを防止するため、個人情報保護法の下で、より厳格な管理が要求されております。当社においても情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っておりますが、こうした対策が必ずしも有効に機能するとは限りません。今後、仮に重要な情報が外部に漏洩した場合

には、損害賠償、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 人事上のリスクの顕在化による悪影響

当社グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、十分な人材を確保・育成できない場合には、当社グループの競争力や効率性が低下し、業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) その他のリスク

#### 財務報告に係る内部統制の構築等に関するリスク

当社は、ニューヨーク証券取引所上場企業であり、当社グループは、米国サーベンス・オクスリー法に準拠した開示体制及び内部統制の更なる強化を行っております。同法により、当社経営者及び監査法人はそれぞれ当社の財務報告に係る内部統制の有効性を評価し、その評価結果をForm20-Fにより報告することが求められています。

また、金融商品取引法においても、当社経営者による財務報告に係る内部統制の有効性の評価、及び経営者評価に対する監査法人の意見を内部統制報告書及び内部統制監査報告書により報告することが求められています。

当社グループは、上記に従い財務報告に係る内部統制の構築を行っており、評価の過程で発見された問題点は速やかに改善するべく努力しております。しかしながら、改善が間に合わない場合や、経営者が内部統制を適正と評価したとしても監査法人は不適正とする場合があり、その場合、当社グループの財務報告の信頼性に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 訴訟に関するリスク

当社グループは、国内外において銀行業務を中心に様々な金融業務を行っておりますが、こうした業務を行うにあたり、損害賠償請求訴訟等の提起を受ける可能性があります。

なお、当社海外連結子会社は、インドネシアにおいて、現地企業グループが過去に発行した社債の担保管理人に就任していたため、当該現地企業グループより社債権者等と共に訴訟の提起を受けております。これまでの担保管理に係る手続に問題はなく、本件訴訟は法的妥当性を全く欠く不当訴訟であるとの主張を裁判手続において行っておりますが、訴訟の動向によっては、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当社グループは、リスク管理の方針及び手続に則りリスク管理の強化に注力しております。しかしながら、急速な業務展開に伴い、リスクを特定・管理するための方針及び手続が、必ずしも有効に機能するとは限りません。また、当社グループのリスク管理手法は、過去の市場動向に基づいている部分があることから、将来発生するリスクを正確に予測できるとは限りません。当社グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 米国国務省によりテロ支援国家と指定された国に所在する者との取引に関するリスク

米国法上、米国人は、米国国務省によりテロ支援国家と指定された国（イラン、キューバ、スーダン、シリア。以下、「指定国」という。）と事業を行うことが一般的に禁止されており、当社グループは、関係する米国法を遵守する態勢を整備しております。但し、米国外の拠点において、関係法令の遵守を前提に、顧客による輸出入取引に伴う貿易金融やコルレス口座の維持等、指定国に関連する業務を限定的に行っております。なお、イランには、駐在員事務所を設置しています。指定国に関連するこれらの業務は、当社グループ全体の事業、業績及び財務状態に比し小規模であり、また、関係する日本及び米国の法令を遵守する態勢を整備しております。

しかしながら、米国の2010年イラン包括制裁法（Comprehensive Iran Sanctions, Accountability, and Divestment Act of 2010）のように、指定国での取引に関わる者への規制が今後も強化されていく可能性があります。日本の法令も含め、当社グループはこれらの法令を遵守する態勢を整備しておりますが、かかる措置が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、当社グループの業務運営に悪影響を及ぼすような、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。また、顧客や投資家を失う、乃至は当社グループのレピュテーションが毀損することで、当社グループの事業又は当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 第十一回第十一種優先株式の取得請求に伴う普通株式の交付による希薄化に伴うリスク

当社が発行する第十一回第十一種優先株式の保有者は、当社に対して普通株式の交付と引換えに当該優先株式の取得を請求することが可能です（取得請求期間 平成20年7月1日から平成28年6月30日、一斉取得日 平成28

年7月1日)。したがって、当社の発行済普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じ、その結果、当社の株価が下落する可能性があります。

#### 分配可能額等に関するリスク

持株会社である当社は、その収入の大部分を傘下の銀行子会社等から受領する配当金に依存しておりますが、会社法の制限等により、当該銀行子会社等が当社に対して配当金を支払わない可能性があります。また、当社の業績及び財務状況の悪化や、会社法の制限や銀行の自己資本規制の強化に伴う配当制限等により、当社株主への配当の支払や当社の海外特別目的子会社が発行する優先出資証券の配当が困難もしくは不可能となる可能性があります。

### 3. 金融諸環境等に関するリスク

#### 経済状況の悪化や金融市場の混乱による悪影響

当社グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。日本やこれらの国、地域における経済状況が悪化した場合、あるいは、金融市場の混乱等が生じた場合には、当社グループの事業の低迷や資産内容の悪化等が生じる可能性があります。例えば、近年、世界的な金融市場の混乱や経済状況の悪化により、当社グループにおいても、保有証券化商品の価格下落、与信関係費用の増加、株式の減損処理等により損失が発生しました。このような事案を含め、今後、経済状況の悪化や金融市場の混乱が生じた場合には、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 法令諸規制の改正等による悪影響

当社グループは、国内において事業活動を行う上で、会社法、独占禁止法や会計基準等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、自己資本比率規制を含む銀行法、金融商品取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規制の適用も受けております。例えば、平成22年12月にパーゼル銀行監督委員会が、金融庁が新たに定める自己資本比率規制等の基となるパーゼル テキストを公表したように、これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があります。その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 金融業界の競争激化による悪影響

銀行・証券・信託等の金融業に関して、日本では、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当社グループの経営にも好影響を及ぼす一方、他の大手金融機関、外資系金融機関、ノンバンク、ゆうちょ銀行等による新規参入や業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。当社グループが、競争に十分対応することができない場合には、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、競争激化等に伴い、金融業界において金融機関の再編が進み、当社グループの競争力や当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 災害等の発生による悪影響

当社グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しておりますが、このような施設等は常に地震や台風等の災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があります。また、新型インフルエンザ等感染症の流行により、当社グループの業務運営に支障が生じる可能性があります。当社グループは、各種緊急事態を想定したコンティンジェンシープランを策定し、バックアップオフィスの構築等、緊急時における体制整備を行っておりますが、被害の程度によっては、当社グループの業務の一部が停止する等、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、平成23年3月に発生した東日本大震災のような大規模な災害に起因して、景気の悪化、多数の企業の経営状態の悪化、株価の下落等が生じる可能性があります。その結果、当社グループの不良債権及び与信関係費用が増加したり、保有株式や金融商品等において売却損や評価損が生じること等により、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 風説・風評の発生による悪影響

当社グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当社グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当社グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当社グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当社グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは当社の株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化について

当社、当社連結子会社である株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社は、当社グループの上場子会社であるみずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の完全子会社化（以下それぞれを「本件完全子会社化」）に関して、平成23年3月15日付基本合意書に基づき、平成23年4月28日に各社取締役会において、株式交換（以下「本件株式交換」）により、みずほ信託銀行株式会社を当社の完全子会社とすること、みずほ証券株式会社を株式会社みずほコーポレート銀行の完全子会社とすること、みずほインベスターズ証券株式会社を株式会社みずほ銀行の完全子会社とすることを決定し、各々株式交換契約を締結いたしました。

本件株式交換は、必要となる株主総会等の承認及び国内外の関係当局への届出、許認可の取得等を前提として、平成23年9月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、みずほ証券株式会社と現在資本関係を構築しております農林中央金庫につきましては、本件完全子会社化後に、みずほ証券株式会社と農林中央金庫との間で業務協力分野の拡大、連携関係の更なる強化を図るとともに、株式会社みずほコーポレート銀行が有するみずほ証券株式会社の株式の一部（平成23年5月30日現在において農林中央金庫が保有するみずほ証券株式会社の議決権割合に相当する株数を予定）を農林中央金庫に譲渡する方法その他の方法により、みずほ証券株式会社と農林中央金庫の資本関係を継続させることを目的として、本件完全子会社化後の平成23年9月1日に、その具体的な内容・方法その他必要な事項について規定する法的拘束力のある一連の契約を締結することに向けて協議すること等について合意に至り、平成23年5月30日に株式会社みずほコーポレート銀行及び農林中央金庫は、基本合意書を締結しております。

### 1. 株式交換の目的

当社は、グローバル金融危機後の経済社会の構造変化や国際的な金融監督・規制の見直しなど、金融機関を取り巻く新たな経営環境に迅速かつ的確に対応すべく、昨年5月に当社グループの中期基本方針として「変革」プログラムを公表いたしました。

当社グループは、「お客さま第一主義」を実践しつつ、直面する経営課題について抜本的な見直しを行い、「収益力」「財務力」「現場力」の3つの強化策を通じて、持続的成長を実現すべく、現在グループを挙げて取り組んでおります。

本件完全子会社化は、グループの一体的運営や人材・ネットワークといった経営資源の全体最適を実現し、「変革」プログラムへの取り組みを加速することで、「グループ力」を一段と強化することを目的としております。具体的には、意思決定の迅速性や戦略の機動性を一層高め、外部環境の変化やグループ全体・各社の課題に、より柔軟に対応できるグループ経営体制を構築すること、当社グループの強みである総合金融サービス力をこれまで以上に発揮させ、銀行・信託・証券フルライン機能をシームレスに提供するグループ連携体制を強化すること、業務集約の推進やコスト構造の改革等を徹底し、グループ経営効率の更なる向上を追求すること、を企図しております。

証券分野においては、国内リテール業務の強化や経営インフラの合理化・効率化を推し進め、グループ総合証券会社として一元的に証券機能を提供すべく、本件完全子会社化後のみずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の合併その他の方法による統合を検討してまいります。このように、「銀・信・証」連携をはじめとする当社グループの総力を結集することにより、個人のお客さまには、共同店舗の展開や運用商品・コンサルティング機能の拡充など、より充実した総合金融サービスを提供するとともに、法人のお取引先には、グローバル化・高度化・多様化する経営課題に対して、グループ各社の専門機能を発揮した最適な金融ソリューションを提供してまいります。

本件完全子会社化等により「グループ力」の強化を図ることで、当社グループの企業価値の更なる向上を目指し、本件株式交換により当社の普通株式を保有することになるみずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまを含め、当社の株主の皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えております。

### 2. 株式交換の条件

#### (1) 株式交換の方法

会社法第767条に基づき、以下株式交換を行います。

- A 当社を株式交換完全親会社、みずほ信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「みずほ信託銀行株式交換」）
- B 株式会社みずほコーポレート銀行を株式交換完全親会社、みずほ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「みずほ証券株式交換」）
- C 株式会社みずほ銀行を株式交換完全親会社、みずほインベスターズ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「みずほインベスターズ証券株式交換」）  
（以下、みずほ信託銀行株式交換、みずほ証券株式交換及びみずほインベスターズ証券株式交換をそれぞれ「各株式交換」といいます。）

また、各株式交換はいずれも、会社法第796条第3項の規定に基づき、株式交換完全親会社の株主総会の承認を要しない場合（簡易株式交換）に該当します。

なお、本件完全子会社化の目的を実現するとともに、株式交換完全子会社の株主の皆さまに対して割り当てられる株式交換の対価の流動性を確保し、それらの株主の皆さまに対し本件完全子会社化によるシナジーの利益を提供するとの観点から、みずほ証券株式交換及びみずほインベスターズ証券株式交換については、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、これらの株式交換の対価としては、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行の株式ではなく、それらの完全親会社である当社の普通株式を割り当てることといたします。

(2) 株式交換に係る割当ての比率

会社名	みずほ信託銀行株式交換		みずほ証券株式交換		みずほインベスターズ証券株式交換	
	当社 (株式交換完全親会社)	みずほ信託銀行株式会社 (株式交換完全子会社)	当社 (株式交換完全親会社である株式会社みずほコーポレート銀行の完全親会社)	みずほ証券株式会社 (株式交換完全子会社)	当社 (株式交換完全親会社である株式会社みずほ銀行の完全親会社)	みずほインベスターズ証券株式会社 (株式交換完全子会社)
本件株式交換に係る割当ての内容	1	0.54	1	1.48	1	0.56
本件株式交換により交付する株式数	普通株式： 823,462,056株（予定）		普通株式： 958,035,295株（予定）		普通株式： 322,951,927株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

みずほ信託銀行株式会社の普通株式1株に対して当社の普通株式0.54株を、みずほ証券株式会社の株式1株に対して当社の普通株式1.48株を、みずほインベスターズ証券株式会社の株式1株に対して当社の普通株式0.56株を、それぞれ交付いたします。

但し、当社が保有するみずほ信託銀行株式会社の普通株式（平成23年4月28日現在3,500,391,652株）、当社の完全子会社である株式会社みずほコーポレート銀行が保有するみずほ証券株式会社の株式（平成23年4月28日現在941,624,715株）及び当社の完全子会社である株式会社みずほ銀行が保有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式（平成23年4月28日現在654,155,206株）については、本件株式交換による株式の割当てを行いません。

(注2) 本件株式交換により交付する当社普通株式の数

A みずほ信託銀行株式交換

当社は、本件株式交換に際して、本件株式交換により当社がみずほ信託銀行株式会社の発行済株式（但し、当社の有するみずほ信託銀行株式会社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」）におけるみずほ信託銀行株式会社の株主の皆さま（但し、当社を除きます。）に対し、みずほ信託銀行株式会社の普通株式に代わる金銭等として、その有するみずほ信託銀行株式会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.54株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる予定です。また、みずほ信託銀行株式会社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにみずほ信託銀行株式会社が保有することとなる自己株式（平成23年3月31日現在895,443株）（なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってみずほ信託銀行株式会社が取得する自己株式を含みます。）の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定です。さらに、みずほ信託銀行株式会社は、新株予約権を発行しております（平成23年3月31日現在4,564個であり、新株予約権の目的となるみずほ信託銀行株式会社の普通株式の数は4,564,000株）。よって、本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、みずほ信託銀行株式会社による自己株式の取得及び消却、並びにみずほ信託銀行株式会社が発行する新株予約権の保有者による当該新株予約権の行使等の理由により今後変更される可能性があります。なお、みずほ信託銀行株式会社の第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式については、当社が発行済株式の全部を保有しているため、本件株式交換による当社の普通株式その他の金銭等の割当てを行わないものとします。

B みずほ証券株式交換

株式会社みずほコーポレート銀行は、本件株式交換に際して、本件株式交換により株式会社みずほコーポレート銀行がみずほ証券株式会社の発行済株式（但し、株式会社みずほコーポレート銀行の有するみずほ証券株式会社の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時におけるみずほ証券株式会社の株主の皆さま（但し、株式会社みずほコーポレート銀行を除きます。）に対し、みずほ証券株式会社の株式に代わる金銭等として、その有するみずほ証券株式会社の株式1株に対して、当社の普通株式1.48株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる予定です。また、みずほ証券株式会社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前

の時点までにみずほ証券株式会社が保有することとなる自己株式（平成23年3月31日現在37,742,823株）（なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってみずほ証券株式会社が取得する自己株式を含みます。）の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定です。さらに、みずほ証券株式会社は、新株予約権を発行しております（平成23年3月31日現在2,621個であり、新株予約権の目的となるみずほ証券株式会社の株式の数は2,621,000株）。よって、本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、みずほ証券株式会社による自己株式の取得及び消却、並びにみずほ証券株式会社が発行する新株予約権の保有者による当該新株予約権の行使等の理由により今後変更される可能性があります。

#### C みずほインベスターズ証券株式交換

株式会社みずほ銀行は、本件株式交換に際して、本件株式交換により株式会社みずほ銀行がみずほインベスターズ証券株式会社の発行済株式（但し、株式会社みずほ銀行の有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式を除きます。）の全てを取得する時点の直前時におけるみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さま（但し、株式会社みずほ銀行を除きます。）に対し、みずほインベスターズ証券株式会社の株式に代わる金銭等として、その有するみずほインベスターズ証券株式会社の株式1株に対して、当社の普通株式0.56株の割合をもって、当社の普通株式を割り当てる予定です。また、みずほインベスターズ証券株式会社は、本件株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点までにみずほインベスターズ証券株式会社が保有することとなる自己株式（平成23年3月31日現在1,502,733株）（なお、「自己株式」には、本件株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってみずほインベスターズ証券株式会社が取得する自己株式を含みます。）の全てを基準時の直前の時点をもって消却する予定です。よって、本件株式交換により交付する当社の普通株式数については、みずほインベスターズ証券株式会社による自己株式の取得及び消却等の理由により今後変更される可能性があります。

### (3) 株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社が各々発行している新株予約権（以下「本件新株予約権」）については、必要となる株主総会の承認を前提に、本件株式交換の効力発生日の前日までに、本件新株予約権のすべてを無償で取得し、消却いたします。

なお、みずほ信託銀行株式会社及びみずほ証券株式会社は新株予約権付社債を発行しておりません。また、みずほインベスターズ証券株式会社は、新株予約権及び新株予約権付社債のいずれも発行しておりません。

## 3. 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### (1) 算定の基礎

本件株式交換における株式交換比率の算定については、その公正性・妥当性を担保するため、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行はメリルリンチ日本証券株式会社を、株式会社みずほ信託銀行、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社はJPモルガン証券株式会社を、それぞれ第三者算定機関として選定いたしました。

メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換については、当社及びみずほ信託銀行株式会社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の事業内容、業績内容や予想等を勘案した配当割引モデル分析（以下「DDM分析」）を、みずほ証券株式交換については、当社及びみずほ証券株式会社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の事業内容、業績内容や予想等を勘案した類似企業比較分析及びDDM分析を、また、みずほインベスターズ証券株式交換については、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の市場株価の動向を勘案した市場株価分析、並びに、両社の事業内容、業績内容や予想等を勘案した類似企業比較分析及びDDM分析をそれぞれ実施し、各社の1株当たり株式価値の算定及びかかる算定結果に基づく当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式交換比率の評価を各々実施しました。

当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社より、平成23年4月28日付にて、当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの株式交換比率算定書の提出を、株式会社みずほコーポレート銀行の取締役会は、当社及びみずほ証券株式会社の株式交換比率算定書の提出を、株式会社みずほ銀行の取締役会は、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式交換比率算定書の提出を受けました（なお、当社の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社より、平成23年4月28日付にて、一定の前提条件のもとに、みずほ信託銀行株式交換に係る株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の取締役会は、同日付にて、一定の前提条件のもとに、みずほ証券株式交換に係る株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を、また、当社及び株式会社みずほ銀行の取締役会は、同日付にて、一定の前提条件のもとに、みずほインベスターズ証券株式交換に係る株式交換比率が当社にとり財務的見地から公正である旨の意見書を、それぞれ取得しております。また、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行の取締役会は、メリルリンチ日本証券株式会社から、分析及び意見の前提条件・免責事項に関して補足説明を受けております。その詳細は、末尾の（注1）の記載をご参照ください。）。

市場株価分析については、(1)平成23年4月22日（以下「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値、並びに(2)当社傘下の上場子会社（みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社）の完全子会社化に関する

憶測報道がなされた平成23年2月26日の前営業日である平成23年2月25日（以下「基準日」）を基準として、基準日の株価終値、基準日から1ヶ月前、3ヶ月前及び6ヶ月前までのそれぞれの期間の株価終値の平均値が算定の基礎とされました。メリルリンチ日本証券株式会社が当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの1株当たり株式価値の算定にあたって使用した主要な評価方法並びにかかる1株当たり株式価値の算定結果に基づく各株式交換比率の評価レンジは以下のとおりです（以下の各株式交換比率の評価レンジは、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社、みずほインベスターズ証券株式会社の普通株式1株に割り当てる当社の普通株式の数の評価レンジを記載したものです。なお、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行は、メリルリンチ日本証券株式会社による各DDM分析の前提として同社に提出した当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の各利益計画において、大幅な増減益を見込んでおりません（但し、みずほインベスターズ証券株式会社の特定の事業年度に係る税効果によるものは除きます。）。）。

採用手法	株式交換比率の評価レンジ		
	みずほ信託銀行株式交換	みずほ証券株式交換	みずほインベスターズ証券株式交換
市場株価分析 (基準日)	0.52～0.54	1.48～1.58	0.54～0.59
市場株価分析 (基準日)	0.50～0.55	1.36～1.47	0.52～0.59
類似企業比較分析	-	1.30～2.87	0.25～0.57
DDM分析	0.20～0.68	0.67～2.29	0.20～0.79

なお、メリルリンチ日本証券株式会社は、当該各意見書の提出及びその基礎となる各1株当たり株式価値分析の実施に際し、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社から提供を受けた情報並びに公開情報につき、独自の検証を行うことなく、全て正確かつ完全であることを前提とし、それらの正確性及び完全性に依拠しております。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換について当社の、みずほ証券株式交換について当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の、また、みずほインベスターズ証券株式交換について当社及び株式会社みずほ銀行の、それぞれの指示に基づき、それぞれ、当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社及びみずほ証券株式会社、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の事業、業務、財務状況及び見通しに関する情報について、それらが合理的な根拠に基づいて作成されており、かつ、当社及びみずほ信託銀行株式会社、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社、また、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの経営陣の現時点で入手可能な最善の予測と誠実な判断を反映したものであることを前提としております。

メリルリンチ日本証券株式会社の当該各意見書及び各分析は当該各意見書又は各分析の日付現在の金融条件、経済条件、為替条件、市場条件その他の条件を前提としており、同日現在においてメリルリンチ日本証券株式会社が入手可能な情報に基づくものです。クレジット市場、金融市場及び株式市場においては異常に不安定な状況が継続しておりますが、メリルリンチ日本証券株式会社は、かかる不安定な状況が当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社並びに本件株式交換に与える潜在的影響について意見又は見解を述べるものではありません。メリルリンチ日本証券株式会社は、当該各意見書又は各分析の日付以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その意見又は分析を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換に関し、当社の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、当社からその全額についてみずほ信託銀行株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ証券株式交換に関し、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行からその全額についてみずほ証券株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほインベスターズ証券株式交換に関し、当社及び株式会社みずほ銀行の財務アドバイザーであり、そのサービスに対し、当社及び株式会社みずほ銀行からその全額についてみずほインベスターズ証券株式交換の完了を条件とする手数料を受領いたします。

## (2)算定の経緯

### A みずほ信託銀行株式交換

当社及びみずほ信託銀行株式会社は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びみずほ信託銀行株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、それぞれ、当社は、上記2.(2)に記載の株式交換比率が当社の株主の皆さまの利益に、みずほ信託銀行株式会社は、

上記2.(2)に記載の株式交換比率がみずほ信託銀行株式会社の株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、当社及びみずほ信託銀行株式会社は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、みずほ信託銀行株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、当社及びみずほ信託銀行株式会社が協議し合意の上、みずほ信託銀行株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

#### B みずほ証券株式交換

当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びみずほ証券株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行は、上記2.(2)に記載の株式交換比率が当社の株主の皆さまの利益に、みずほ証券株式会社は、上記2.(2)に記載の株式交換比率がみずほ証券株式会社の株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社は平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、みずほ証券株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社が協議し合意の上、みずほ証券株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

#### C みずほインベスターズ証券株式交換

当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社は、上記各第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、かつ、当社及びみずほインベスターズ証券株式会社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案の上、交渉・協議を重ねた結果、当社及び株式会社みずほ銀行は、上記2.(2)に記載の株式交換比率が当社の株主の皆さまの利益に、みずほインベスターズ証券株式会社は、上記2.(2)に記載の株式交換比率がみずほインベスターズ証券株式会社の株主の皆さまの利益にそれぞれ資するものであるとの判断に至り、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社は、平成23年4月28日に開催されたそれぞれの取締役会において、みずほインベスターズ証券株式交換における株式交換比率を決議いたしました。

なお、算定の基礎となる諸条件に重要な変更が生じた場合には、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社が協議し合意の上、みずほインベスターズ証券株式交換における株式交換比率を変更することがあります。

### (3)第三者算定機関との関係

第三者算定機関であるメリルリンチ日本証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社は、いずれも、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の関連当事者には該当いたしません。

## 4. 本件株式交換後の株式交換完全親会社の状況

	みずほ信託銀行株式交換	みずほ証券株式交換	みずほインベスターズ証券株式交換
名称	株式会社みずほ フィナンシャルグループ	株式会社みずほ コーポレート銀行	株式会社みずほ銀行
所在地	東京都千代田区丸の内 二丁目5番1号	東京都千代田区丸の内 一丁目3番3号	東京都千代田区内幸町 一丁目1番5号
代表者の役職・氏名	取締役社長 佐藤 康博	取締役頭取 佐藤 康博	取締役頭取 塚本 隆史
事業の内容	銀行持株会社	銀行業	銀行業
資本金 (平成23年3月31日現在)	2,181,375百万円	1,404,065百万円	700,000百万円

(注1)

メリルリンチ日本証券株式会社の各分析及び各意見書の作成は、みずほ信託銀行株式交換に関しては当社の、みずほ証券株式交換に関しては当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券株式交換に関しては当社及び株式会社みずほ銀行の各取締役会が、それぞれ、みずほ信託銀行株式交換、みずほ証券株式交換又はみずほインベスターズ証券株式交換に係る株式交換比率の検討に関して使用することを唯一の目的に行われており、上記の目的以外には、いかなる目的のためにも依拠又は使用することはできません。

メリルリンチ日本証券株式会社は各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っているため、その分析は全体として考慮される必要があり、一部の分析結果の表明の形で抽出することは、そのような分析及び意見の基礎をなす過程についての誤解を招くおそれがあります。分析を行うにあたり、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換に関しては、当社及びみずほ信託銀行株式会社並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について、みずほ証券株式交換に関しては、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業

活動、経済、市場及び財務の情勢等について、みずほインベスターズ証券株式交換に関しては、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社並びにこれらの関係会社、業界の業績及び規制環境、事業活動、経済、市場及び財務の情勢等について多数の前提を置いており、その多くは、それぞれ、当社及びみずほ信託銀行株式会社にとって、当社、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ証券株式会社にとって、また、当社、株式会社みずほ銀行及びみずほインベスターズ証券株式会社にとって制御不能であり、かつ、複雑な方法論の適用及び経験則上の判断を伴っています。比較分析に用いたいかなる会社にも、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社又はみずほインベスターズ証券株式会社と同一のものはありません。このように、これらの分析及びその評価には本質的に重大な不確実性が伴うものです。なお、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換に係る意見書の提出及び分析の実施に際し、当社の発行している第十一回第十一種優先株式並びにみずほ信託銀行株式会社の発行している第一回第一種優先株式及び第二回第三種優先株式につき、それぞれ、一定の前提に基づき普通株式に転換されることによる希薄化を、みずほ証券株式交換及びみずほインベスターズ証券株式交換に係る意見書の提出及び分析の実施に際し、当社の発行している第十一回第十一種優先株式につき、一定の前提に基づき普通株式に転換されることによる希薄化を考慮しております。

メリルリンチ日本証券株式会社は、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社若しくはみずほインベスターズ証券株式会社又はそれらの関係会社の個別の資産又は負債（偶発債務、貸倒引当金を含みます。）について鑑定、評価を行っておらず、それらの財産又は設備の実地の見分を行う義務を負っておりません。

また、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる法律のもとでも、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社又はみずほインベスターズ証券株式会社の支払能力又は公正価値について評価を行っておりません。

さらに、みずほ信託銀行株式交換にかかる意見書においては、みずほ信託銀行株式交換に付随・関連する他の取引（上記「1.株式交換の目的」に記載の各取引を含みます。）に関して何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、当社の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。みずほ証券株式交換にかかる意見書においては、みずほ証券株式交換に付随・関連する他の取引（上記「1.株式交換の目的」に記載の各取引を含みます。）に関して何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。みずほインベスターズ証券株式交換にかかる意見書においては、みずほインベスターズ証券株式交換に付随・関連する他の取引（上記「1.株式交換の目的」に記載の各取引を含みます。）に関して何ら意見を述べておらず、また、上記の分析の実施に際し、当社及び株式会社みずほ銀行の了解に基づき、かかる取引による影響を勘案しておりません。また、メリルリンチ日本証券株式会社は、みずほ信託銀行株式交換につき当社の、みずほ証券株式交換につき当社及び株式会社みずほコーポレート銀行の、みずほインベスターズ証券株式交換につき当社及び株式会社みずほ銀行のそれぞれ了解する一定の会計・税務上の処理が行われること、各株式交換につき、それぞれが重要な合意事項の変更なくその条件に従い実行されること、及び、当局から排除措置又は変更措置等の制限が課されることにより、各株式交換に悪影響を与えないことを前提としております。

当社、株式会社みずほコーポレート銀行及び株式会社みずほ銀行は、メリルリンチ日本証券株式会社の関与から発生する一定の責任に関して、同社に補償することを合意しています。メリルリンチ日本証券株式会社の究極の親会社であるバンク・オブ・アメリカ・コーポレーション及びその関係会社は、フルサービスの証券会社・商業銀行であり、本件株式交換に係る財務アドバイザー・サービスとは別に、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社に対して投資銀行サービス、商業銀行サービス等の金融サービスを提供し、これに関して手数料を受領することがあります。メリルリンチ日本証券株式会社及びその関係会社は、通常の業務において、自己又は顧客の勘定で、当社、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社及びみずほインベスターズ証券株式会社の株式等の金融商品につき投資、ロング又はショート・ポジションの保有等を行う可能性があります。メリルリンチ日本証券株式会社は、当社によるみずほ信託銀行株式交換の、当社及び株式会社みずほコーポレート銀行によるみずほ証券株式交換の、又は、当社及び株式会社みずほ銀行によるみずほインベスターズ証券株式交換のそれぞれの実行決定の是非について意見を述べるものではなく、それぞれ、当社以外の者にとっての公正性又はその他の考慮事項について意見を述べておりません。また、本件株式交換の発表後又は完了後の当社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社又はみずほインベスターズ証券株式会社のそれぞれの株式価格又はその売買の是非について意見を表明するものではなく、各株式交換又は関連事項について、株主がどのように議決権を行使し又は行動すべきかについて何ら意見を述べ又は推奨するものではありません。

## 6【研究開発活動】

該当ありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成22年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりと分析しております。

なお、本項における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

### 1．業績の状況

(財政状態及び経営成績の分析)

#### (1)総論

[収益状況]

連結業務純益

- ・当連結会計年度の連結粗利益は、前連結会計年度比366億円増加し、2兆332億円となりました。
- ・みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行3行合算ベース(以下、「銀行単体合算ベース」という。)の業務粗利益は、前事業年度比263億円増加し( )、1兆6,195億円となりました。これは、顧客部門収益が非金利収支を中心として前事業年度比増加(242億円)したことに加え、市場部門においても市場動向を的確にとらえた機動的なオペレーションにより、収益を確保したこと等によるものです。また、銀行単体合算ベースの経費は、全般的な削減に努めたこと等により前事業年度比300億円減少し、8,771億円となりました。
- ( )前年度は海外特別目的子会社発行優先出資証券を用いた資本調達スキームにおける配当支払先の変更による傘下銀行への影響(775億円、連結では消去)があり、この影響を補正したベースでの前年度比は+1,039億円
- ・証券子会社2社(みずほ証券及びみずほインベスターズ証券)の連結粗利益(純営業収益)は、前連結会計年度比549億円減少いたしました。
- ・以上の結果、連結業務純益は前連結会計年度比390億円増加し、7,417億円となりました。

連結当期純利益

- ・当事業年度の銀行単体合算ベースの与信関係費用は、取引先の資金ニーズに対応しつつ適切な与信管理に努めた結果、前事業年度比1,731億円改善し、160億円の戻入となりました。連結与信関係費用も166億円の費用計上と低水準となっております。
- ・銀行単体合算ベースの株式関係損益は762億円の損失を計上いたしました。これは、株価下落に伴い償却を実施したこと等によるものです。
- ・以上により、当連結会計年度の連結当期純利益は前連結会計年度比1,738億円増加し、4,132億円となりました。

金利収支の状況

- ・平成22年度下期の貸出金平均残高( )は、上期比では0.1兆円増加いたしました。これは、大企業向けを中心として国内貸出が減少した一方、海外貸出が増加したこと等によるものです(平成22年度上期貸出金平均残高61.0兆円、下期貸出金平均残高61.1兆円)。なお、平成22年度末の貸出金末残( )は海外貸出の増加を主因として、第2四半期末比0.9兆円増加しております。
- ( )銀行単体合算ベース、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金を除く。海外店分については為替影響を含む。
- ・当第4四半期の預貸金利回差( )は1.37%となり、第3四半期対比0.02%改善いたしました。
- ( )みずほ銀行・みずほコーポレート銀行の国内業務部門合算、(株)みずほフィナンシャルグループ向け・預金保険機構及び政府等向け貸出金を除く。

非金利収支の状況

- ・当事業年度の顧客部門の非金利収支(銀行単体合算ベース・管理会計ベース)は、前事業年度比386億円増加し、4,041億円となりました。
- ・海外非金利収支が前事業年度に比べて大幅に増加したほか、投信・年金保険関連手数料や外為収益、信託の財管業務収益等が増加しています。

[規律ある資本政策の推進]

- ・当社グループは、「規律ある資本政策」として、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」を推進しておりますが、自己資本をめぐるグローバルな議論や経済・市場動向の不確実性等を考慮し、「安定的な自己資本の充実」に力点を置いた運営を行っております。
- ・当連結会計年度は、連結当期純利益4,132億円の計上に加え、平成22年7月の普通株公募増資(60億株、払込金額の総額7,516億円)等により自己資本充実を進めた結果、財務基盤は大きく改善いたしました。Tier 比率は11.93%と前年度末比2.84%改善しております。
- ・自己資本をめぐるグローバルな規制見直しが進められる中、当社グループは、中期的課題として、Tier 比率(現行基準)12%以上、新たな資本規制の導入が予定されている平成24年度末における普通株等Tier 比率( ) (パーゼル 基準)8%台半ば程度を目指しております。
- ( )普通株等Tier 比率：第十一回第十一種優先株式(平成28年7月強制転換)を含む。

なお、現時点では新たな資本規制における自己資本比率の計算方法等の詳細は未確定です。

本比率は、現在までに公表された資料をもとに当社が試算するものです。

- ・当社グループは、平成22年5月に「変革」プログラムを発表し、収益力強化、財務力強化を図っております。本プログラムの着実な推進を通じて、収益の蓄積による内部留保の積上げや資産の効率的な運用等を図ることにより、財務基盤の更なる強化に努めてまいります。これにより、新たな資本規制への対応は十分可能なものと考えております。

(参考)

第十一回第十一種優先株式の平成23年3月末の残高(自己株式を除く)は4,168億円となりました。

(当初発行総額9,437億円のうち55.8%が転換済)

## (2)経営成績の分析

## [損益の状況]

前連結会計年度及び当連結会計年度における損益状況は以下のとおりです。

(図表1)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	19,966	20,332	366
資金利益	11,517	11,094	422
信託報酬	491	493	2
うち信託勘定与信関係費用			
役務取引等利益	4,660	4,667	7
特定取引利益	3,123	2,439	683
その他業務利益	174	1,636	1,462
営業経費	13,172	12,858	314
人件費	6,589	6,211	378
物件費	6,072	6,124	51
税金	509	522	13
不良債権処理額 (含:一般貸倒引当金繰入額)	2,623	761	1,862
株式関係損益	42	705	747
持分法による投資損益	28	61	90
その他	969	61	908
経常利益( + + + + + )	3,271	5,884	2,613
特別損益	506	469	37
うち貸倒引当金戻入益等	430	594	163
税金等調整前当期純利益( + )	3,777	6,354	2,576
法人税、住民税及び事業税*	180	183	2
法人税等調整額	251	1,201	950
少数株主損益調整前当期純利益 ( + + )	3,346	4,969	1,623
少数株主損益	952	837	114
当期純利益( + )	2,394	4,132	1,738
包括利益	10,844	2,666	8,178
与信関係費用( + + )	2,193	166	2,026

\* 「法人税、住民税及び事業税」( )には、法人税等還付税額を含んでおります。

(注) 費用項目は 表記しております。

(参考)連結業務純益	7,026	7,417	390
------------	-------	-------	-----

\* 連結業務純益 = 連結粗利益 - 経費 ( 除く臨時処理分 ) + 持分法による投資損益等連結調整

#### 連結粗利益

当連結会計年度の連結粗利益は、前連結会計年度比366億円増加し、2兆332億円となりました。項目ごとの収支は以下のとおりです。

##### ( 資金利益 )

資金利益は、貸出金利息の減少等により、前連結会計年度比422億円減少し、1兆1,094億円となりました。

##### ( 信託報酬 )

信託報酬は、前連結会計年度比2億円増加し、493億円となりました。

##### ( 役務取引等利益 )

役務取引等利益は、前連結会計年度比7億円増加し、4,667億円となりました。

##### ( 特定取引利益・その他業務利益 )

特定取引利益は、前連結会計年度比683億円減少し、2,439億円となりました。また、その他業務利益は、国債等債券売却損益の増加等により、前連結会計年度比1,462億円増加し、1,636億円となりました。

#### 営業経費

営業経費は、前連結会計年度比314億円減少し、1兆2,858億円となりました。

#### 不良債権処理額 ( 与信関係費用 )

不良債権処理額 ( 含：一般貸倒引当金繰入額 ) に、特別利益に計上した貸倒引当金戻入益等を加算した与信関係費用は、前連結会計年度比2,026億円減少し、166億円となりました。

#### 株式関係損益

株式関係損益は、株式等償却の増加等により、705億円の損失となりました。

#### 持分法による投資損益

持分法による投資損益は61億円の損失となりました。

#### その他

その他は、信用リスクのヘッジ目的等で利用しているデリバティブ取引に関する会計上の評価損が減少する等、前連結会計年度比908億円改善し、61億円の損失となりました。

#### 経常利益

以上の結果、当連結会計年度の経常利益は前連結会計年度比2,613億円増加し、5,884億円となりました。

#### 特別損益

特別損益は、前連結会計年度比37億円減少し、469億円の利益となりました。

#### 税金等調整前当期純利益

以上の結果、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度比2,576億円増加し、6,354億円の利益となりました。

#### 法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税及び事業税は183億円となりました。

#### 法人税等調整額

法人税等調整額は1,201億円となりました。

#### 少数株主損益調整前当期純利益

少数株主損益調整前当期純利益は、前連結会計年度比1,623億円増加し、4,969億円となりました。

#### 少数株主損益

少数株主損益 ( 利益 ) は、前連結会計年度比114億円減少し、837億円となりました。

#### 当期純利益 ( 包括利益 )

以上の結果、当連結会計年度の当期純利益は、前連結会計年度比1,738億円増加し、4,132億円となりました。また、包括利益は、前連結会計年度比8,178億円減少し、2,666億円となりました。

- 参考 -

( 図表 2 ) 損益状況 ( 銀行単体合算ベース )

	前事業年度 ( 自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日 )	当事業年度 ( 自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日 )	比較
	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )	
業務粗利益	15,931	16,195	263
資金利益	11,026	10,100	925
信託報酬	485	487	2
うち信託勘定与信関係費用			
役務取引等利益	2,890	2,964	73
特定取引利益	1,366	1,212	153
その他業務利益	163	1,429	1,266
経費 ( 除: 臨時処理分 )	9,072	8,771	300
実質業務純益 ( 除: 信託勘定与信関係費用 )	6,859	7,423	564
臨時損益等 ( 含: 一般貸倒引当金純繰入額 )	3,802	2,351	1,451
うち一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額	1,985	695	1,289
うち株式関係損益	109	762	871
経常利益	3,056	5,072	2,015
特別損益	372	751	378
うち貸倒引当金戻入益等	414	856	441
うち投資損失引当金戻入益	0	0	0
当期純利益	3,131	4,470	1,338

与信関係費用	1,571	160	1,731
--------	-------	-----	-------

与信関係費用 = 一般貸倒引当金純繰入額 + 不良債権処理額 + 貸倒引当金戻入益等 + 信託勘定与信関係費用

[セグメント情報]

当連結会計年度から、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」を適用しております。

上記基準及び適用指針の適用に伴い、従来の経常利益に代えて、業務粗利益及び業務純益を開示しております。

なお、詳細につきましては、第5 経理の状況、1. 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表の(セグメント情報等)に記載しております。

当連結会計年度

(図表3) 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	金額(億円)	
	業務粗利益	業務純益
グローバルコーポレートグループ	9,404	4,124
うちみずほコーポレート銀行	6,783	4,433
うちみずほ証券	1,497	111
グローバルリテールグループ	9,093	2,881
うちみずほ銀行	8,092	2,545
うちみずほインベスターズ証券	503	93
グローバルアセット & ウェルスマネジメントグループ	1,774	498
うちみずほ信託銀行	1,318	444
その他	60	86
合計	20,332	7,417

\*業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

前連結会計年度

(図表4) 報告セグメントごとの業務粗利益及び業務純益の金額に関する情報

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
	金額(億円)	
	業務粗利益	業務純益
グローバルコーポレートグループ	9,205	4,306
うちみずほコーポレート銀行	6,423	3,953
うちみずほ証券	1,778	244
グローバルリテールグループ	9,004	2,807
うちみずほ銀行	8,188	2,484
うちみずほインベスターズ証券	476	76
グローバルアセット & ウェルスマネジメントグループ	1,766	453
うちみずほ信託銀行	1,320	420
その他	10	540
合計	19,966	7,026

\* 業務粗利益は、信託勘定償却前の計数であり、業務純益は、信託勘定償却前及び一般貸倒引当金繰入前の計数であります。

(図表5) 事業の種類別セグメント情報(経常利益の内訳)

	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	金額(億円)
銀行業	2,725
証券業	578
その他の事業	38
計	3,342
消去又は全社	70
経常利益	3,271

\* 各事業の主な内容は以下のとおりであります。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他の事業...投資顧問業等

( 図表 6 ) 所在地別セグメント情報 ( 経常利益の内訳 )

	前連結会計年度 ( 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日 )
	金額 ( 億円 )
日本	3,042
米州	819
欧州	215
アジア・オセアニア	430
計	4,077
消去又は全社	805
経常利益	3,271

\* 「米州」には、カナダ、アメリカ等が属しております。「欧州」にはイギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属しております。

## (3)財政状態の分析

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(図表7)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	1,562,535	1,608,120	45,584
うち有価証券	430,964	447,820	16,856
うち貸出金	621,645	627,777	6,131
負債の部	1,504,165	1,541,880	37,714
うち預金	763,397	792,339	28,941
うち譲渡性預金	102,878	96,502	6,375
純資産の部	58,370	66,239	7,869
うち株主資本合計	32,072	42,482	10,409
うちその他の包括利益累計額	3,058	809	2,249
合計			
うち少数株主持分	23,217	22,921	295

[資産の部]

有価証券

(図表8)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	430,964	447,820	16,856
国債	289,497	304,901	15,404
地方債	1,568	2,301	733
社債・短期社債	32,585	39,546	6,960
株式	34,259	31,162	3,096
その他の証券	73,053	69,907	3,146

有価証券は44兆7,820億円と、前連結会計年度末比1兆6,856億円増加いたしました。国債(日本国債)が、1兆5,404億円増加しました。

貸出金

(図表9)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	621,645	627,777	6,131

(銀行単体合算ベース：銀行勘定 + 信託勘定)

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	643,678	646,188	2,510
国内店貸出金残高	576,841	574,519	2,321
中小企業等貸出金 * 1	332,615	327,742	4,873
うち居住性住宅ローン	102,584	104,884	2,299
海外店貸出金残高 * 2	66,836	71,668	4,832

\* 1 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

なお、中小企業等貸出金には、(株)みずほフィナンシャルグループ向け貸出金(当事業年度末7,415億円、前事業年度末7,000億円)を含んでおります。

\* 2 海外店貸出金残高には、特別国際金融取引勘定を含んでおります。

当連結会計年度末の連結ベースの貸出金残高は62兆7,777億円と、前連結会計年度末比6,131億円増加しております。

なお、銀行単体合算ベースの貸出金は64兆6,188億円と前事業年度末比2,510億円増加しております。国内店貸出金残高で2,321億円減少(うち預金保険機構及び政府等向け1兆3,363億円)、海外店貸出金残高(含む特別国際金融取引勘定)で4,832億円増加しております。

また、銀行単体合算ベースの中小企業等貸出金は、前事業年度末比4,873億円減少し32兆7,742億円となりました。

なお、居住性住宅ローンは前事業年度末比2,299億円増加し、10兆4,884億円となっております。

貸出金のうち、連結ベースのリスク管理債権額は以下のとおりです。

(図表10)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	768	461	307
延滞債権	7,407	6,607	800
3ヵ月以上延滞債権	101	250	148
貸出条件緩和債権	4,750	4,969	219
合計	13,028	12,288	740

貸出金に対する割合(%)	2.09	1.95	0.13
--------------	------	------	------

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、延滞債権の減少を主因に前連結会計年度末比740億円減少し、1兆2,288億円となりました。貸出金に対するリスク管理債権の割合は1.95%となっております。

なお、不良債権(銀行単体合算ベース)に関しては、後段(4)で詳細を分析しております。

[負債の部]  
預金  
(図表11)

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金	763,397	792,339	28,941
譲渡性預金	102,878	96,502	6,375

(銀行単体合算ベース)

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金(国内)	694,680	718,128	23,447
個人	350,988	356,229	5,240
一般法人	284,504	304,271	19,766
金融機関・政府公金	59,187	57,627	1,560

\* 海外店分及び特別国際金融取引勘定分を含まない本支店間未達勘定整理前の計数です。

当連結会計年度末の連結ベースの預金は79兆2,339億円と、前連結会計年度末比2兆8,941億円増加しております。銀行単体合算ベースの国内預金は、一般法人預金の増加等により、前事業年度末比2兆3,447億円増加しております。

また、連結ベースの譲渡性預金は9兆6,502億円と、前連結会計年度末比6,375億円減少しております。

[純資産の部]  
( 図表12 )

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
純資産の部合計	58,370	66,239	7,869
株主資本合計	32,072	42,482	10,409
資本金	18,055	21,813	3,758
資本剰余金	5,521	9,376	3,855
利益剰余金	8,547	11,323	2,776
自己株式	51	31	19
その他の包括利益累計額合計	3,058	809	2,249
その他有価証券評価差額金	1,769	216	1,985
繰延ヘッジ損益	830	687	143
土地再評価差額金	1,384	1,377	7
為替換算調整勘定	926	1,039	112
新株予約権	23	27	4
少数株主持分	23,217	22,921	295

当連結会計年度末の純資産の部合計は、前連結会計年度末比7,869億円増加し、6兆6,239億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

株主資本合計は、普通株式の発行、当期純利益の計上並びに配当金の支払等により、前連結会計年度末比1兆409億円増加し、4兆2,482億円となりました。

その他の包括利益累計額合計は、その他有価証券評価差額金の減少等により、前連結会計年度末比2,249億円減少し、809億円となりました。

少数株主持分は、前連結会計年度末比295億円減少し、2兆2,921億円となりました。

(4)不良債権に関する分析（銀行単体合算ベース）

残高に関する分析

（図表13）金融再生法開示債権（銀行勘定 + 信託勘定）

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,580	2,314	266
危険債権	6,320	5,532	787
要管理債権	4,298	4,233	64
小計(要管理債権以下) (A)	13,199	12,080	1,119
正常債権	676,134	686,285	10,151
合計 (B)	689,333	698,365	9,032
(A) / (B) (%)	1.91	1.72	0.18

当事業年度末の不良債権残高（要管理債権以下(A））は、危険債権の減少等により、前事業年度末比1,119億円減少し、1兆2,080億円となりました。不良債権比率は、0.18ポイント低下し、1.72%となっております。

保全に関する分析

前事業年度末及び当事業年度末における金融再生法開示債権（要管理債権以下）の保全及び引当は以下のとおりであります。

（図表14）保全状況（銀行勘定）

		前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
		金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)		2,580	2,314	266
うち担保・保証等 (B)		2,353	2,126	227
うち引当金 (C)		227	187	39
信用部分に対する引当率 (C) / ((A) - (B))		100.0%	100.0%	
保全率 ((B)+(C)) / (A)		100.0%	100.0%	
危険債権 (A)		6,289	5,501	787
うち担保・保証等 (B)		3,131	2,990	140
うち引当金 (C)		2,276	1,629	646
信用部分に対する引当率 (C) / ((A) - (B))		72.0%	64.8%	7.1%
保全率 ((B) + (C)) / (A)		85.9%	83.9%	2.0%
要管理債権 (A)		4,298	4,233	64
うち担保・保証等 (B)		1,141	1,104	36
うち引当金 (C)		1,026	927	99
信用部分に対する引当率 (C) / ((A) - (B))		32.5%	29.6%	2.8%
保全率 ((B) + (C)) / (A)		50.4%	48.0%	2.4%

(参考) 要管理先債権に対する引当率・保全率

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
信用部分に対する引当率	34.1%	31.3%	2.8%
保全率	52.9%	51.8%	1.1%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、信用部分に対する引当率、保全率ともに100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額、当該残額に今後3年間の倒産確率に基づき算定された予想損失率を乗じた金額のいずれかを個別貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法(DCF法)を適用しております。当事業年度末の信用部分に対する引当率は、前事業年度末比7.1ポイント低下し64.8%となり、また保全率も2.0ポイント低下し83.9%となっております。

要管理債権については、債権額に、今後3年間の倒産確率に基づき算定された予想損失率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法(DCF法)を適用しております。当事業年度末の信用部分に対する引当率は、前事業年度末比2.8ポイント低下し29.6%に、保全率は2.4ポイント低下し48.0%となっております。

前記債権以外の債権に対する引当率は、以下のとおりであります。

(図表15)

	前事業年度末 (平成22年3月31日)	当事業年度末 (平成23年3月31日)	比較
要管理先債権以外の要注意先債権	4.60%	4.34%	0.26%
正常先債権	0.21%	0.20%	0.01%

## (5)自己資本比率に関する分析

( 図表16 ) 連結自己資本比率 ( 第一基準 )

	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	当連結会計年度末 (平成23年3月31日)	比較
	金額 (億円)	金額 (億円)	金額 (億円)
基本的項目 (Tier )	51,734	61,702	9,967
資本金	18,055	21,813	3,758
資本剰余金	5,521	9,376	3,855
利益剰余金	8,546	11,323	2,776
自己株式 ( )	51	31	19
社外流出予定額 ( )	1,349	1,400	51
その他有価証券の評価差損 ( )		70	70
為替換算調整勘定	926	1,039	112
連結子法人等の少数株主持分	22,890	22,696	194
その他	951	965	13
補完的項目 (Tier )	27,254	21,034	6,220
(うち自己資本への算入額)	(27,254)	(21,034)	( 6,220)
その他有価証券の含み益の45% 相当額	1,226		1,226
土地の再評価額と帳簿価額との 差額の45%相当額	1,067	1,062	5
一般貸倒引当金等	54	49	5
負債性資本調達手段等	24,905	19,922	4,983
控除項目	2,408	3,626	1,218
自己資本額 ( + - )	76,580	79,109	2,529
リスク・アセット等	568,632	516,938	51,694
連結自己資本比率 ( 第一基準 ) ( / )	13.46%	15.30%	1.84%
Tier 比率 ( / )	9.09%	11.93%	2.84%
本源的資本 ( * ) の比率	5.62%	8.15%	2.53%

\* 本源的資本 = Tier - 優先出資証券 - 優先株 ( 強制転換型は除く )

自己資本は、普通株式の発行や負債性資本調達手段等の減少等により、前連結会計年度末比2,529億円増加し、7兆9,109億円となりました。一方、リスク・アセット等は、前連結会計年度末比5兆1,964億円減少し、51兆6,938億円となりました。この結果、連結自己資本比率 ( 第一基準 ) は15.30%、Tier 比率は11.93%、本源的資本の比率は8.15%となりました。

## 2. キャッシュ・フローの状況

前連結会計年度及び当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(図表17)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	134,327	60,515	73,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	141,535	16,674	124,860
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,318	1,550	767

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、借入金(劣後特約付借入金を除く)の増加等により6兆515億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により1兆6,674億円の支出となり、財務活動によるキャッシュ・フローは、普通株式の発行等により1,550億円の収入となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、前連結会計年度末比4兆5,036億円増加して、9兆1,824億円となりました。